

第24期第21回農業委員会総会

◇日時

令和4年3月14日（月）午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員

6番 細井洋治 7番 高垣明枝

◇事務局

薬袋事務局長 飯島農政係長 書記 石川

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議長

それでは、只今から、第21回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
6番 細井委員 7番 高垣委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (4件)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決） (2件)
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決） (1件)

議長

議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席いたします。暫時休憩いたします。（■■■■委員退室）

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年3月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積528の内515.2㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積373の内363.95㎡ 番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積628㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積363㎡ 番号1-3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積878.98の内869.94㎡ 番号1-4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積575の内563.44㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積740の内728.86㎡ 番号1-5 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記

簿畑 現況畑 面積449㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積70㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積43㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積2.88㎡ 面積合計4,597.27㎡ 申請人、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成31年3月1日から令和4年2月28日まで。備考、平成22年3月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長

再開します。当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の11番 宮崎委員説明願います。

11番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間260日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■方面へ、■■■■■の信号を右折して、150m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、剪定後で枝もキレイに誘引してあり草生栽培で管理し、麦系の草とヘアリーベッチで土壌の乾燥を防いでいます。品種は幸水30本。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、剪定、春肥、花粉付け、農薬防除散布。夏は、袋かけ、収穫、販売。秋は、収穫、販売。冬は、お礼肥、剪定。出荷状況は、■■■■■、■■■■■。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間260日。土地の案内につきましては■■■■■を■■■■■方面へ、■■■■■の信号より鋭角に右に曲がり、■■■■■の■■■■■を90m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、梨22本が植えてあり、キレイに剪定され枝がそろっています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、受粉、摘果、管理作業。夏は、袋かけ、収穫。秋は、収穫。冬は、剪定。出荷状況は、■■■■■。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号1-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間260日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■方面へ行き、■■■■■の交差点を右折して左側の農地です。農地の状況ですが、各枝の剪定が終わったところで草生栽培にしてありキレイになっています。品種は梨30本、すもも8本、カキ2本。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、受粉、摘果、管理作業。夏は、袋かけ、収穫。秋は、収穫。冬は、剪定。出荷状況は、■■■■■。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号1-4 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■方面へ進み、■■■■■の交差点を右折し、450m■■■■■を下り、最初の■■■■■を左折し100m進んだところから左に■■■■■に曲がり100m先の角を右折し40m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、梨50本、みかん1本が植えてあり、キレイに剪定され草生栽培にしてあります。申請

人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、剪定、受粉、摘果、管理作業。夏は、袋かけ、収穫。秋は、収穫。冬は、剪定。出荷状況は、■■■■。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号1-5 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間180日。土地の案内につきましては、■■■■を■■■■方面へ進み■■■■の交差点を左折して500m北上し、■■■■を横断し、坂を登り途中まで行ったら脇に入る道を右にUターンし、40m戻った左側の農地です。農地の状況ですが、キレイに作付けしてあるところと収穫後の場所もありましたが整っていました。品種は梅7本、ブドウ1本、たらのめ6本、ダイコン、タマネギ、キヌサヤ、ネギ。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、タマネギ、長ネギ、キヌサヤ。夏は、ジャガイモ、ナス、キュウリ、トマト、エダマメ。秋は、ナス、タマネギ、長ネギ、ブドウ、ソラマメ。冬は、ダイコン、タマネギ、長ネギ。出荷状況は、■■■■。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議案第1号 番号1の審議が終了いたしましたので、■■■■委員の入室を願います。暫時休憩をいたします。（■■■■委員入室）

議長 再開します。本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。

議長 議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席いたします。暫時休憩いたします。（■■■■委員退室）

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年3月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積737㎡ 申請人、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成31年2月1日から令和4年2月28日まで。備考、平成18年4月21日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 再開します。当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の2番 鈴木委員説明願います。

2番委員

はい、説明致します。

番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会いは、申請者、会長、B班です。過去3年間の労働日数は、各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■より、■■■■を左折し、約150m先の■■■■信号を右折し、約180m先の■■■■を右折して約38m進み、■■■■を右斜めに入った農地です。農地の状況ですが、オレンジの苗木1本、レモンの苗木1本、ライムの苗木1本、デコボンの苗木1本、柿2本、プラム1本、リンゴ1本、撤去予定のケヤキ1本。大部分はきれいに耕耘されているが、自宅敷地との境が曖昧なところがあり枯草、雑木等が見受けられた。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、各木の剪定。夏は、収穫。秋は、収穫、消毒、耕耘。冬は、剪定。出荷状況は、■■■■、■■■■。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は、枯草等の撤去を依頼しました。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。議案第1号 番号2の審議が終了いたしましたので、■■■■委員の入室を願います。暫時休憩をいたします。(■■■■委員入室)

議長

再開します。本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。

議長

議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年3月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,386.46㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積353㎡ 面積合計1,739.46㎡ 申請人、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成31年3月14日から令和4年2月28日まで。備考、平成31年3月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員

はい、説明致します。

番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につ

きましては、■■■■より、■■■■を■■■■方面へ345m進み、右折し74m進み左折し15m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、タマネギ1作、メキャベツ1作、キャベツ1作、長ネギ3作、ハクサイ1作、イチゴ6作、ニラ1作、ユズ1本、ウメ5本、ブルーベリー3本、チューリップ他は耕耘されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、トウモロコシ、トマト、キュウリ、ナス、ミニトマト、ピーマン、スイカ、ズッキーニ、カボチャ、ジャガイモ、サトイモ、コマツナ。夏は、トウモロコシ、トマト、キュウリ、ナス、ミニトマト、ピーマン、スイカ、ズッキーニ、カボチャ、ジャガイモ、サトイモ、コマツナ、キャベツ。秋は、ハクサイ、ブロッコリー。冬は、ハクサイ、ブロッコリー、イチゴ、タマネギ、ハウレンソウです。出荷状況は、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 議案第1号 番号4 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年3月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号4-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積479㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,104㎡ 番号4-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積224㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積165㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積69㎡ 番号4-3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積471.79㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積1,189.83㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積1,202.11㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積182.68㎡ 面積合計5,087.41㎡ 申請人、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成31年3月1日から令和4年2月28日まで。備考、平成6年12月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい、説明致します。

番号4-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■交差点より西へ約100m進み、左折して約20m南へ進んだ

先の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■はキウイフルーツが棚栽培されています。地番■■■■はタマネギ、ネギ、ノラボウ菜、ダイコン、ホウレンソウ、イチゴ、カキ4本、ウメ2本、ユズ、リンゴ各1本、ブルーベリー5本の果樹が栽培。残りも作付けに向けた準備が施され適切管理されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、稲の育苗、タマネギ、ネギ、ジャガイモ。夏は、ジャガイモ、ナス、トマト、キュウリ、トウモロコシ。秋は、サトイモ、サツマイモ、タマネギ、ネギ、ブロッコリー。冬は、タマネギ、ネギ、ダイコン、ホウレンソウ、コマツナです。出荷状況は、■■■■です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号4-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内につきましては、■■■■交差点より東へ約150m進み■■■■交差点を左折、北東へ約80m進んだ■■■■を左に入り約40m北西に進んだ右側の農地の約20m北側の農地です。農地の状況ですが、現在は何も耕作されておりませんが耕耘等の作業がされており適切に管理されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、稲の育苗、玉葱、ネギ、ジャガイモ等。夏は、ジャガイモ、ナス、トマト、キュウリ、トウモロコシ等。秋は、里芋、サツマイモ、玉葱、ネギ、ブロッコリー等。冬は、玉葱、ネギ、大根、ほうれん草、小松菜等です。出荷先は、■■■■です。納税猶予については、説明しました。指摘事項は、特にありません。

番号4-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年3月7日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間240日 土地の案内につきましては、■■■■交差点より約100m東へ進み、■■■■を左折し、約5m進んだ右側の土地と道路を挟んだ北東方向のはす向かいにある土地です。農地の状況ですが、現在は何も作付けしていませんが、耕耘や畔の修繕等の作業がされており適切に管理されています。道路との境に段差があるため、幅3m、奥行6m緩衝地があります。申請人もしくは同居の親族は、耕作しています。農地と認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、育苗、代かき、田植えなど。夏は、除草、田まわりの管理作業。秋は、収穫。冬は、耕耘、畔の修繕などの管理作業です。出荷先は、■■■■と■■■■です。納税猶予については説明しました。指摘事項は、ありません。

以上です。

- 議 長 以上説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ございますか。
- 委員一同 ありません。
- 議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
- 議 長 次に、議案第2号 番号1 農地法第3条の規定による許可申請について及び農地法第3条の規定による譲受人の経営農地について、上程いたします。本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議

事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」)に基づき退席いたします。暫時休憩いたします。(■■■■委員退室)

総会資料 農地法第3条の規定による許可申請について 上記の議案を次のとおり提出する。令和4年3月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積163㎡ 譲受人 ■■■■■■■■■■ 譲渡人 ■■■■■■■■■■ 転用目的 所有権移転

議長 再開します。当該農地の耕作状況について説明願います。
12番 清水委員、説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。
申請者名、土地の所在は総会資料13ページのとおりです。主な耕作者は、本人です。調査年月日は、令和4年3月7日 立ち合い者は、会長、職務代理、B班です。過去3年の労働日数は、各年200日 土地の案内ですが、■■■■、■■■■の信号を■■■■方面に約100m進み、■■■■を左折、北方向に約60m先の■■■■に接する東側の農地です。農地の状況ですが、大根4作が作付けされ、残りは耕耘されて管理良好です。同居の親族は耕作していません。農地と認められない部分はありません。春と夏は、ジャガイモ、サツマイモ。秋と冬は、大根、白菜です。出荷先は、■■■■です。納税猶予農地ではありません。指摘事項は、特にありません。以上でございます。

議長 続きまして、農地法第3条の規定による譲受人の経営農地についてでございます。

総会資料 農地法第3条の規定による譲受人の経営農地 令和4年3月14日
番号1-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,358㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積697㎡ 番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積854㎡ 面積合計2,909㎡ 譲受人は、■■■■■■■■■■

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。
12番 清水委員、説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。番号1-1 申請者名、土地の所在は、総会資料15ページのとおりです。調査年月日は、令和4年3月7日 土地の案内ですが、■■■■、■■■■の信号から■■■■方面に約100m進み、■■■■を左折し、約60m北方向へ進み、■■■■に接する西側の農地になります。農地の状況ですが、玉葱7作、白菜2作、ワサビ菜2作、スナップエンドウ1作です。周囲の状況ですが、東は、赤道。南は、住宅。西は、駐車場。北は、住宅です。耕作状況は、残りの部分は耕耘してあり、肥培管理は良好です。指摘事項はありません。番号1-2 申請者名、土地の所在は、総会資料15ページのとおりです。調査年月日は、令和4年3月7日 土地の案内ですが、■■■■の■■■■信号を■■■■方面に進み、■■■■の信号を南方向へ約80m進んだ右側の農地です。農地の状況は、ジャガイモ5作、大根2作、キャベツ1作、春菊1作、ノラボウ菜2作、ブルーベリー2本です。周囲の状況は、東は、道路。南は、田んぼ。西は、田んぼ。北は、事務所と住宅です。耕作状況は、管理良好で指摘事項はありません。以上です。

議長 以上説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ございますか。

4 番委員 はい。

議 長 4 番委員どうぞ。

4 番委員 はい、対象農地でございますが、生産緑地でしょうか。

農政係長 事務局より回答いたします。生産緑地では御座いません。

4 番委員 はい。

議 長 4 番委員どうぞ。

4 番委員 それでは、宅地開発のための購入も考えられますね。また、譲受人の耕作面積も 5,000㎡無いのですが、いかがでしょうか。

農政係長 それでは、事務局からの説明で宜しいでしょうか。

議 長 はい、事務局どうぞ。

農政係長 譲渡人の考えから、ご自身では耕作が難しくなってきたが、この区域内の農地面積や昔からの形状を維持するための売買と考えると隣接している農地の所有者は、譲受人ともう 1 件のどちらかになります。もう 1 件の方は、これ以上の耕作面積は増やせないとの事でした。譲受人については、認定農業者であることや隣接する譲受人の農地が生産緑地であることから、転売目的の所有権移転とは考えにくいと思われます。また、下限面積につきましては足りていませんが、農地法施行令第 6 条に「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地に供している者が権利を取得すること。」とあります。長年、この区域の農地をこの方達が耕作してきた経緯があり、農薬の問題や耕作する品種の関係、肥培管理の実績などから、他地域の方が耕作を行うよりは安心して譲り渡せると所有者も申しております。また、現地確認の時に見ていただいたとおり、面積が 163㎡ということで、この農地を他地域から来て耕作を継続するには面積が少なかったり、水道が無かったりと難しいと思われます。譲受人には、取得後に生産緑地の追加指定をお願いする予定です。以上のことからご審議をお願い致します。

議 長 他にご質問等ございますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に農地法第 3 条の規定による許可申請についての証明書を交付します。

議 長 議案第 2 号 番号 1 の審議が終了いたしましたので、■■■■委員の入室を願います。暫時休憩をいたします。（■■■■委員入室）

議 長 再開します。本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積314㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的 自用住宅

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料18ページのとおりです。調査年月日は、令和4年3月11日 土地の案内につきましては、■■■■より東方向に■■■■を210m直進し、右側へ曲がり16m直進した左側の土地です。農地の状況ですが、道路より、幅約2.5m、長さ12mの道はアスファルト舗装されており、その後4.3mは舗装されていません。土地は、耕作されていました。大根、ソラマメ等が植えられており、その他は耕耘済です。北東側の角に小屋があります。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、畑。西は、住宅と畑。北は、住宅。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積462㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ 転用目的、駐車場。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料18ページのとおりです。調査年月日は、令和4年3月9日 土地の案内につきましては、■■■■交差点を北へ127mほど進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、■■■■を取り込んで砂利敷駐車場です。区画ロープが8台分設置してあります。東に階段があり、看板に「■■■■駐車場」とあります。北側は崖、玉石積の上に竹の枯れ竹。道との境の法面に茶の木が植えてあります。周囲の状況ですが、東は、■■■■と歩道からの階段。南は、用水とその先に■■■■。西は、道路。北は、北東は住宅、北面は、畑です。転用事業の関連する特記事項は、特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料

報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積176㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積29㎡ 面積合計205㎡ 譲受人、■■■■ ■■■■ 譲渡人、■■■■ ■■■■ ■■■■ 転用目的、所有権移転 自用住宅。

議長

当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員

番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料21ページのとおりです。調査年月日は、令和4年3月9日 土地の案内につきましては、■■■■前を南へ267m程進み、■■■■交差点を右折し、西へ126m程進み、左折して17m程進んだ左側の土地です。農地の状況は、更地でした。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、敷地の延長から道路。北は、道路とその先は住宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		

議 長

続きまして、全員協議会を開催いたします。
それでは報告事項（１）から（３）まで事務局より説明願います。

農政係長

はい、事務局。
報告事項（１）「令和４年度昭島市生産緑地地区追加指定について」でございます。総会資料P23 からになります。都市計画課より令和４年度の「生産緑地地区追加指定のあらまし」が届いています。その中で、総会資料ページですとP26 の上の部分になります、指定を希望する場合には農業委員会か都市計画課で事前相談が必要になっています。申請期間につきましては、令和４年４月１日から８月31 日までとなっております。近隣の農家さんに希望者がいた場合は農業委員会事務局か都市計画課へ連絡するようにお伝え下さい。
続きまして、（２）「令和４年度総会及び、月別パトロールの日程について」でございます。
机上資料 をご覧下さい。令和４年４月から令和５年３月までの総会及び、月別パトロールの予定を記載しております。
会議室予約は、301 会議室となっておりますのでご確認をお願いします。
基本的に、パトロールと総会の日程は変更できませんので宜しくお願いします。
続きまして、（３）「令和４年２月分農業委員会事務報告」につきましては、総会資料のP29 に掲載してございますので、後程ご確認をお願い致します。

報告事項は以上でございます。

議 長

ありがとうございました。
次に、その他（１）から（３）について事務局より説明願います。

農政係長

はい、事務局。
はい事務局。（１）「次回総会」につきましては、令和４年４月14日（木）午後２時00分から、3階の301 会議室で開催致します。
続きまして（２）「現地確認・月別パトロールの日程について」でございます。
令和４年４月6日（水）開催いたしますので、会長、職務代理、C班の委員（木野委員、指田委員、篠委員）は、午前8時45分までに事務局にご集合下さい。
また現地確認に該当される地区委員につきましては、来月早々にご連絡をさせて頂きます。
続きまして（３）「その他」でございます。
農業委員会業務必携を机上に置かせて頂きました。前回、お渡しした物と内容が変わっていますのでご一読いただき、今後の農業委員会活動にお役立てください。
その他については、以上でございます。

議 長

全体を通して何かございますか。
無いようですので以上をもちまして全員協議会を閉会させていただきます。